

新たな観光県やまぐち創造プラン



令和5年（2023年）3月

山 口 県

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2
第2章 現状と課題	3
1 国内の観光の動向	3
(1) 観光産業の状況	3
(2) 訪日旅行の状況	3
(3) 国内旅行の状況	4
2 観光先進国の実現に向けた国の観光施策	5
3 コロナによる人々の意識の変化	7
(1) 旅行ニーズの変化	7
(2) 持続可能な観光とSDGs達成への貢献	8
(3) 新型コロナウイルス収束後の旅行意向	10
4 本県観光を取り巻く環境	11
(1) 社会・経済動向	11
(2) 交通アクセス	11
5 本県観光の状況と課題	13
(1) コロナ禍における県の取組と成果	13
(2) 課題	18

第3章 計画の推進方向と施策体系	20
1 基本的な方向	20
2 施策体系	20
第4章 施策の方向	21
1 新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくり	21
2 観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションの展開	25
3 やまぐちの多彩な魅力を活かした幅広い交流促進策の推進	27
4 反転攻勢に向けた誘客対策の強化によるインバウンドの拡大	32
<数値目標>	34
第5章 計画の推進体制と進行管理	35
1 推進体制	35
2 進行管理	35
資料編	37

おいでませ山口観光振興条例、用語解説（右肩に「*」印を記した語句）

第1章 計画策定にあたって

1 策定趣旨

観光産業は、宿泊業や飲食業など、関連する産業の裾野が広く、その生産波及効果や雇用機会の増大により、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、地域住民の生活の安定・向上に大きく寄与するものです。

このため、本県では、観光産業の成長や地域の活性化につなげる観光力の強化等に取り組み、2018(平成30)年には観光客数が過去最高の3,630万人、外国人延べ宿泊者数が12万人に達するなど、一定の成果を上げてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、国内観光客数はもとより、入国制限等に伴うインバウンドの激減により、観光産業は大きな打撃を受け、本県経済は厳しい状況におかれました。

県としては、この危機に迅速に対処するため、2021(令和3)年度に策定した「山口県観光V字回復プラン」に基づき、宿泊事業者をはじめとする総合的な支援策「やまぐち観光振興支援パッケージ」等により、本県観光のV字回復につなげる観光需要の喚起対策や宿泊施設の高付加価値化など実効性の高い取組を、短期集中的に実施してきたところです。

こうした中、コロナ禍で生じた人々の意識の変化に対応した観光地域づくりや、水際対策の緩和により回復するインバウンド需要の本県への確実な取り込みなど、観光をめぐる大きな状況変化への的確に対応するため、今後は、コロナ後を見据えた中長期的な視点に立った観光振興に取り組むことが必要です。

加えて、2022(令和4)年12月に策定した県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」の維新プロジェクトの一つに、新たな観光県やまぐちの創造を掲げ、山口県を活性化する大交流維新の実現に取り組み、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現につなげることをとしています。

この計画は、こうした背景の中で、本県の更なる観光振興に向け、取り組むべき施策を総合的・体系的に整理した指針として、全県を挙げた観光振興の取組を進めるために策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、「おいでませ山口観光振興条例」第9条に規定する「推進計画」です。

また、県政運営の指針である「やまぐち未来維新プラン」の観光分野に関する個別計画（分野別計画）として、他の県計画とも連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

さらに、全県を挙げた観光振興の推進に向けて、市町はもとより、多様な関係者、そして県民の皆様と共有し、ともに取り組んでいくための指針となるものです。

3 計画期間

この計画の計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

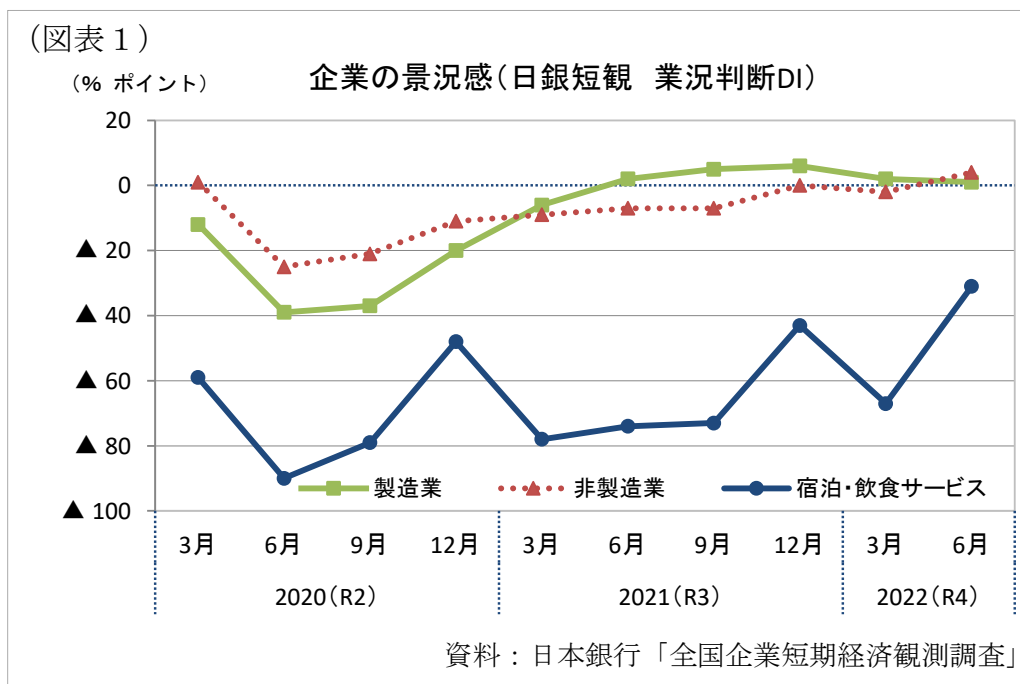
第2章 現状と課題

1 国内の観光の動向

(1) 観光産業の状況

2020(令和2)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響は、訪日外国人旅行者の激減に加え、度重なる緊急事態宣言などによる行動制限等に伴い国内旅行も大きく減少するなど、観光産業は非常に厳しい状況となりました。

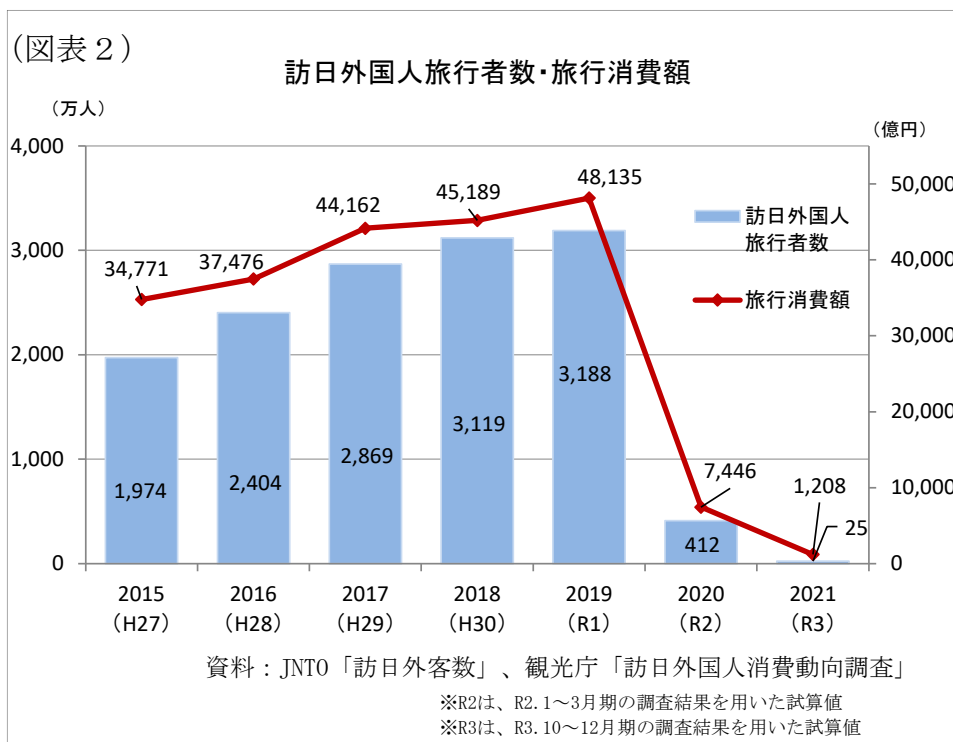
観光産業は、宿泊や飲食など関連する業種が多岐にわたり、全国で約900万人が従事する非常に裾野が広い産業であることから、地域経済に与える影響が極めて大きく、企業の景況感をみると、特に「宿泊・飲食サービス」については、改善の傾向にあるものの、他業種と比べ落ち込みが顕著です。



(2) 訪日旅行の状況

コロナ前の2019(令和元)年には過去最高となる3,188万人を記録した訪日外国人旅行者数は、2020(令和2)年は412万人と激減しましたが、感染対策に伴う水際対策の強化が継続されたことなどにより、2021(令和3)年は、更に25万人(前年比94.0%減、2019年比99.2%減)まで減少しました。

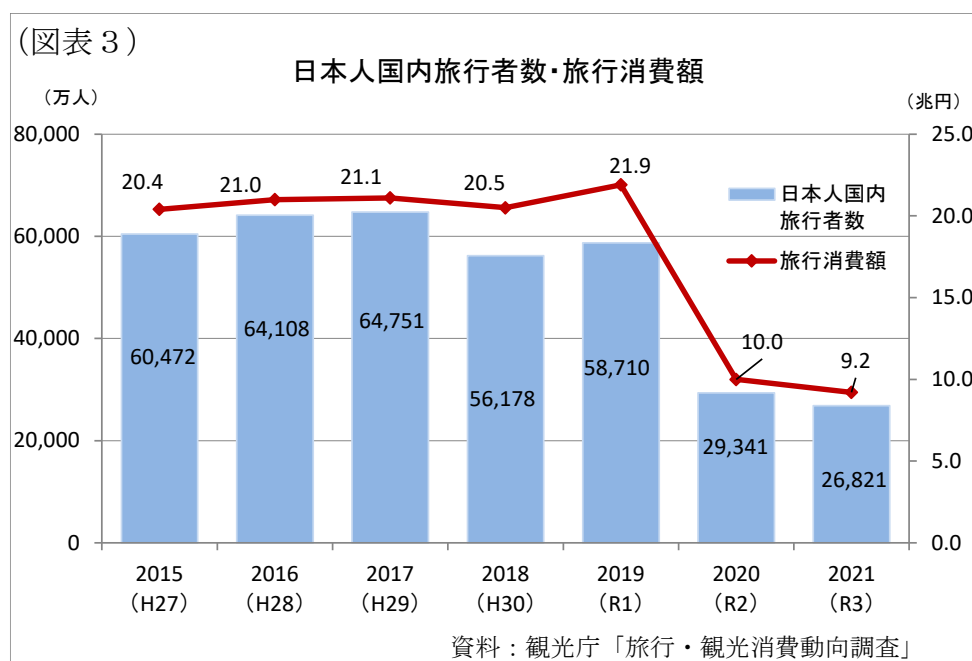
また、訪日外国人旅行者による消費額の推移は、コロナ前の2019(令和元)年には4兆8,135億円に達していましたが、2021(令和3)年は1,208億円(前年比83.8%減、2019年比97.5%減)に落ち込みました。



(3) 国内旅行の状況

国内旅行においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う移動制限や旅行控えの動きが生じたことなどから、2021(令和3)年の日本人国内旅行者数は延べ2億6,821万人(前年比8.6%減、2019年比54.3%減)まで減少しました。

また、これらに伴い、2021(令和3)年の日本人国内旅行消費額も9.2兆円(前年比7.9%減、2019年比58.1%減)に減少しました。



2 観光先進国の実現に向けた国の観光施策

国においては、2020(令和2)年6月に、安心・安全な旅行に向け、感染拡大防止の留意点を旅行者に普及・啓発する「新しい旅のエチケット」を公表し、同年12月には、GoToトラベル事業の延長などを盛り込んだ「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を策定するなど、観光需要の回復に向けた取組を進められてきました。

また、2022(令和4)年6月に、「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて」を公表し、さらに、同年10月に、水際対策の見直しや、インバウンドのV字回復に向け集中的に取り組む方針が示され、加えて、新たな「観光立国推進基本計画」の策定が進められるなど、外国人観光客の受け入れの再開とあわせ、観光客の回復を図り、更なる観光需要の拡大による観光振興が期待されています。

【感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン】[2020(令和2)年12月]

観光庁は、ポストコロナを見据えて、感染対策と両立しながら観光需要を回復させる政策プランとして、2020(令和2)年12月に「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を策定し、令和3年度の観光庁関連予算や令和2年度3次補正予算にプランに掲げた取組を反映しました。

＜主な内容＞

- [1] 感染拡大防止策の徹底とGo Toトラベル事業の延長等
- [2] 国の支援によるホテル、旅館、観光街等の再生
- [3] 国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツ充実
- [4] 観光地等の受入環境整備
- [5] 国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活

【アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて】

[2022(令和4)年5月]

観光庁は、アフターコロナを見据え、観光を通じた地域活性化と観光産業の強化に関する検討を行うため、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」を設置し、2022(令和4)年5月に「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～」について取りまとめをしました。

＜今後の取組の方向性＞

- 1. 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の推進
- 2. 観光産業（宿泊業、旅行業）の構造的課題の解決

【インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ】

[2022(令和4)年10月]

2022(令和4)年10月に開催された「観光立国推進閣僚会議」において、観光立国の復活に向け、旅行消費の早期回復、特に、インバウンド消費について速やかに5兆円超を達成することを目指す方針が示され、2025(令和7)年の大阪・関西万博に向け、インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージを取りまとめました。

＜主な内容＞

- [1] 特別な体験の提供
- [2] 大自然の魅力を活かした新たな体験の提供
- [3] イベントをフックとした誘客の促進
- [4] 戦略的なプロモーション 等

【観光立国推進基本計画】

観光立国推進基本計画は、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本法で策定が定められている計画です。

令和2年(2020年)を目標年として、国内旅行消費額21兆円、訪日外国人旅行者4000万人など7項目の目標が掲げられました。2021(令和3)年3月に計画期間の終了を迎えましたが、コロナ禍で観光を取り巻く環境が見通しづらく、国の審議会において、次期計画の改定に向けた議論が継続されていました。

こうした中、2022(令和4)年10月に開催された「観光立国推進閣僚会議」において、コロナ禍で大きく落ち込んだインバウンド消費の回復などに向け、大阪・関西万博などの大型イベントが開催される2025(令和7)年度までを計画期間とする、新たな「観光立国推進基本計画」を、2022(令和4)年度末までに策定することが、発表されています。

＜計画の方向性＞

計画期間：2023(令和5)年度～2025(令和7)年度

方向性：「持続可能な観光*¹」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに特に留意し、以下3つの戦略に取り組む。

- [1] 持続可能な観光地域づくり戦略
- [2] インバウンド回復戦略
- [3] 国内交流拡大戦略

3 コロナによる人々の意識の変化

(1) 旅行ニーズの変化

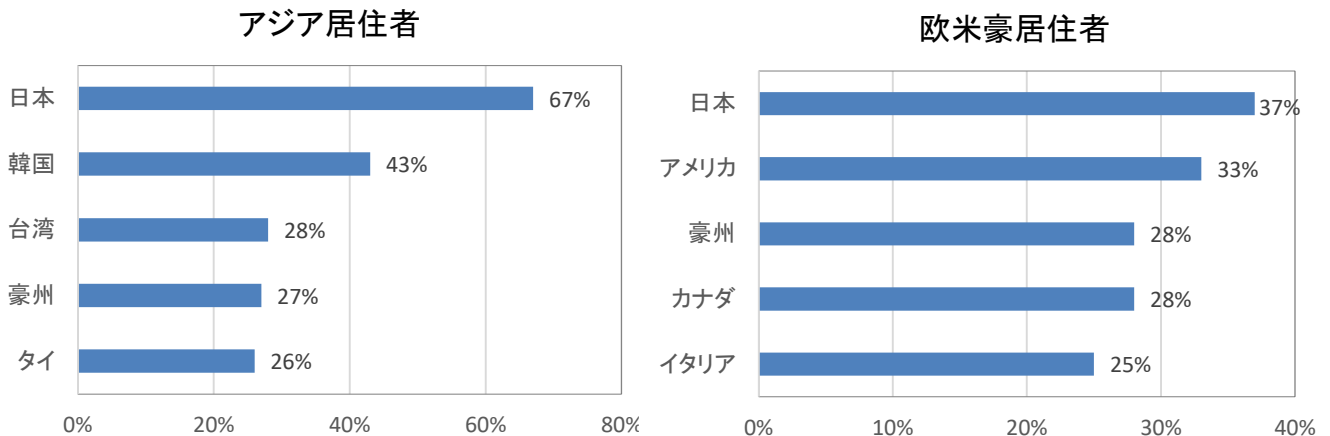
新型コロナウイルス感染拡大の影響は、テレワーク*²やオンライン*³交流など、デジタル技術の活用機会の増大による社会変革だけではなく、人々の意識の変化をもたらしています。

例えば、コロナ前から、キャンプ等のアウトドアの需要は増加傾向にありましたが、3密回避につながる自然体験など、自然環境に触れる旅行へのニーズが更に高まっています。

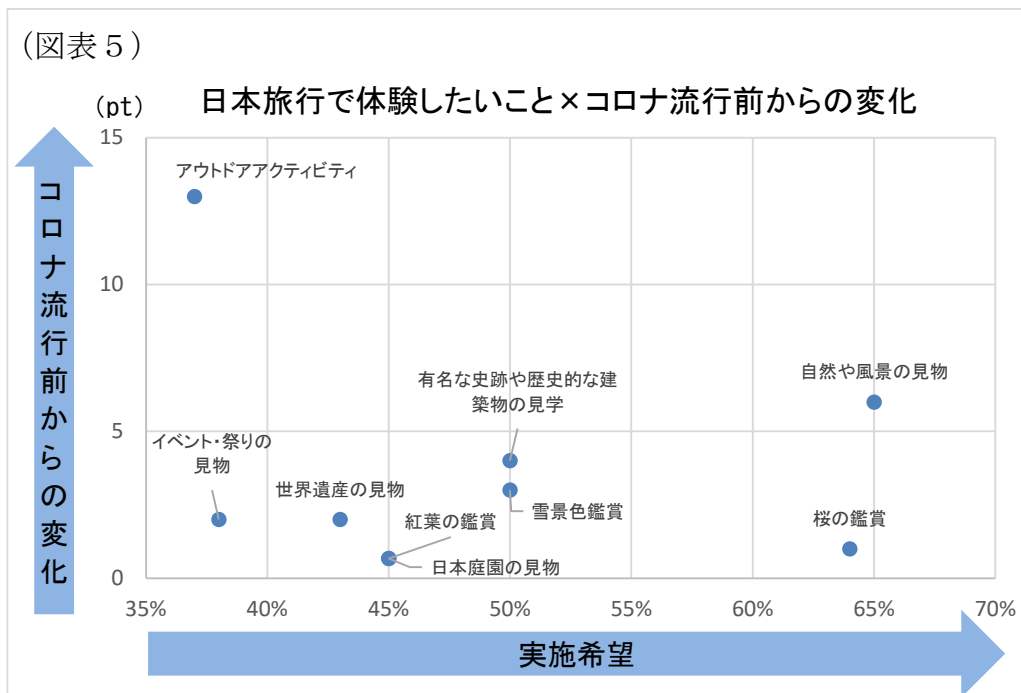
また、1つの地域に滞在し、その土地の文化や暮らしを体感し、じっくり楽しむ滞在型観光も、新たな旅行スタイルの一つとして注目を集めています。

海外居住者に対する調査結果では、「次に海外旅行したい国・地域」として、日本はアジア・欧米豪居住者とも1位となるなど、訪日旅行への期待が高まっており、コロナ前との比較では、特に「アウトドア・アクティビティ」や「自然や風景の見物」等、自然への興味・関心が高まっています。

(図表4) 次に海外旅行したい国・地域(上位5カ国・地域)



資料：DBJ・JTBF（アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査
(第3回 新型コロナ影響度 特別調査))



資料：DBJ・JTBF（アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（第3回 新型コロナ影響度 特別調査））

※第3回調査全体の割合と2019年度調査の全体の割合の差を「コロナ流行前からの変化」とし、第3回調査の全体の割合を「実施希望」とした。なお、実施希望の上位15位のうち、「コロナ流行前からの変化」でプラスの変化があったものを掲載した。

（2）持続可能な観光^{*1}とSDGs達成への貢献

世界32か国を対象に行われた調査では、「今後1年間において、よりサステナブルな旅を心がけたい」と回答した世界の旅行者は71%に上るなど、コロナ禍において人々は、「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）^{*1}」への意識を更に高めています。

国内外から選ばれる観光地域となるためには、「持続可能な観光^{*1}」が重要な要素となっています。

＜持続可能な観光（サステナブルツーリズム）とは＞

「持続可能な観光」とは、UNWTO（国連世界観光機関）によると「訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」と定義されています。

国際連合は2017(平成29)年を「持続可能な観光国際年」と定め、これまで取組を推進しており、UNWTOは持続可能な観光の推進に向けて取り組むべき5領域として①持続可能な経済成長、②社会的包摂、雇用及び貧困削減、③資源効率、環境保護及び気候変動、④文化的価値、多様性及び遺産、⑤相互理解、平和及び安全を「持続可能な開発目標（SDGs）」とひも付ける形で提言しました。

<SDGs 達成への貢献>

持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

2030年を達成年限として、17の目標と各目標に紐づく169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、社会・経済・環境の諸問題を統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目指しています。

17の目標のうち、特に目標8「働きがいも経済成長も」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」の3つの目標には、観光の役割が明記されていますが、UNWTOは、「すべての目標に対して、観光は直接的、または間接的に貢献する力があり、持続可能な開発目標の達成に向けて、重要な役割を担っている」旨、宣言しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

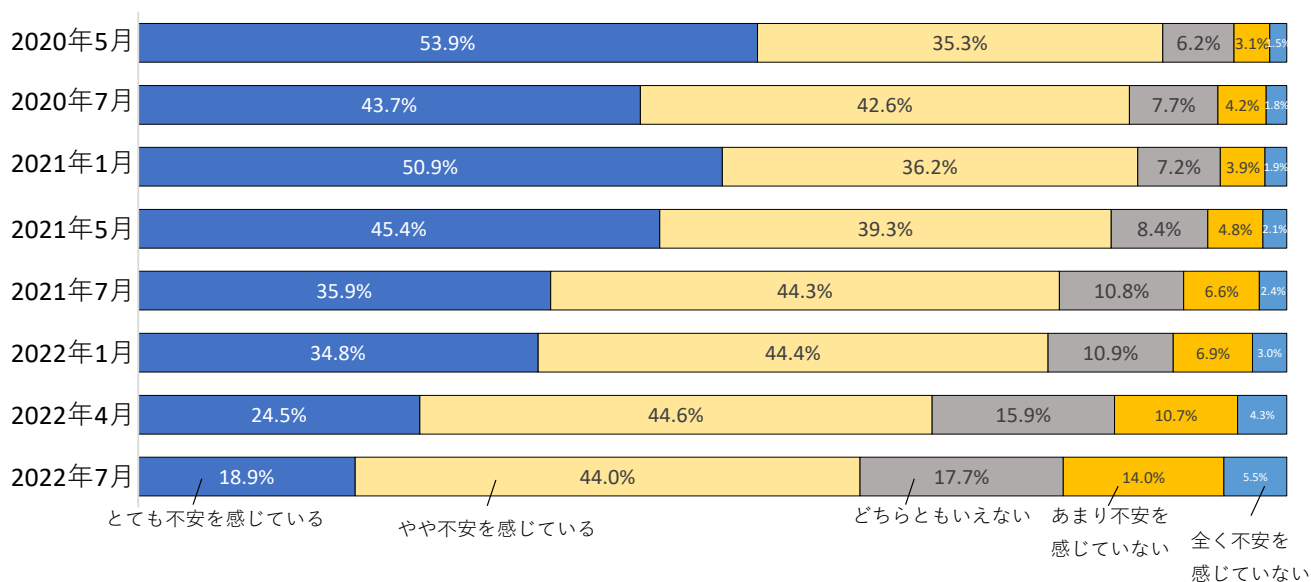


(3) 新型コロナウイルス収束後の旅行意向

新型コロナウイルス感染症の流行に対する不安感は徐々に低下しています。また、新型コロナウイルス感染症収束後の旅行意向は高い状況にあります。

(図表 6)

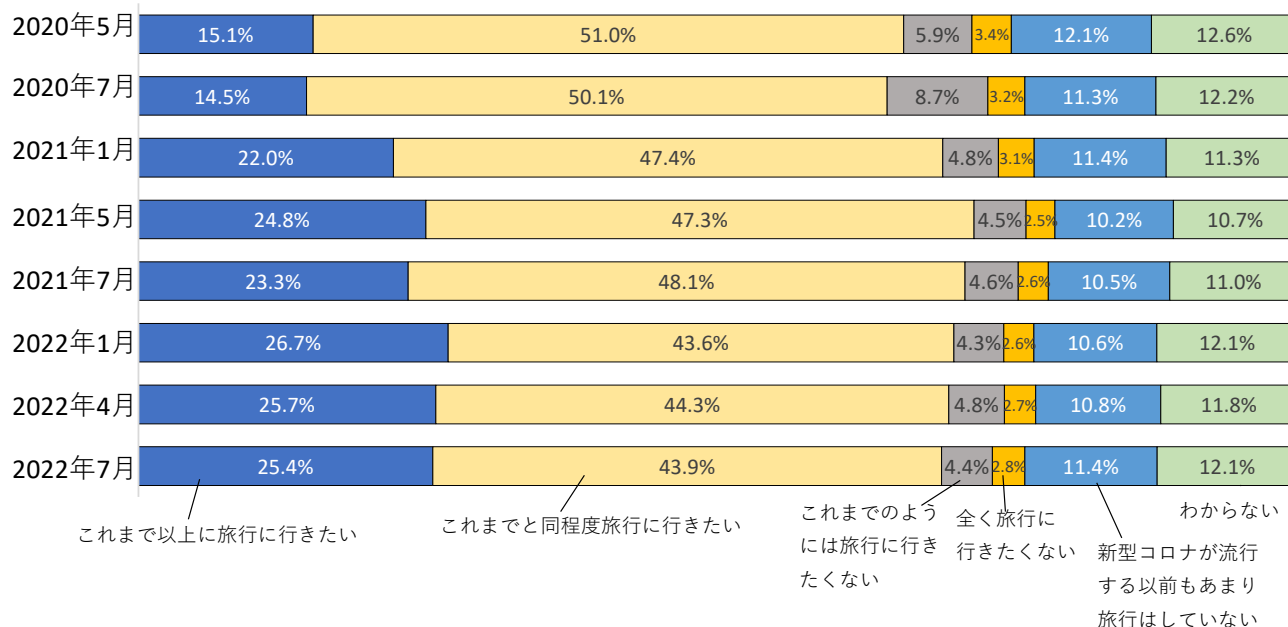
新型コロナウイルス感染症の流行について、不安を感じているか



資料：(公財) 日本交通公社 (新型コロナウイルス感染症流行下の日本人旅行者の動向)

(図表 7)

新型コロナウイルス感染症収束後の旅行意向



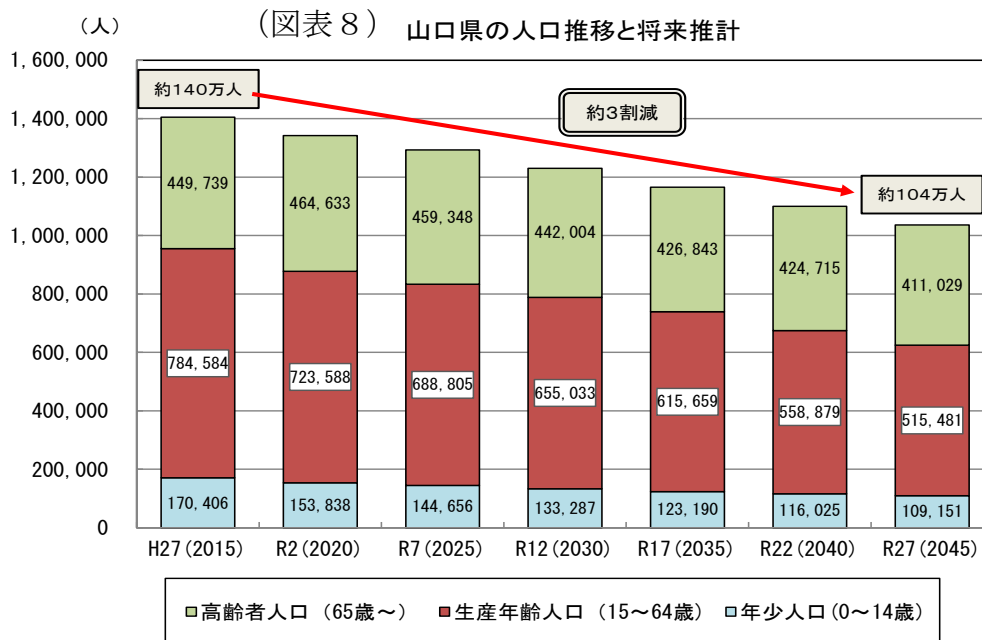
資料：(公財) 日本交通公社 (新型コロナウイルス感染症流行下の日本人旅行者の動向)

4 本県観光を取り巻く環境

(1) 社会・経済動向

全国的に人口減少が進む中、日本の総人口は、2015(平成27)年の約1億2,700万人から、2065(令和47)年には約8,800万人まで減少する見込みですが、本県においても、出生率低下及び人口流出による人口減少、少子高齢化が進んでおり、2015(平成27)年に約140万人だった人口は、2045(令和27)年には約3割減の約104万人となる見込みです。

人口減少ならびに少子高齢化は、長期的には消費活動の低迷や産業を担う労働力人口の減少による産業や経済の縮小を招き、また、観光消費の低迷につながることを懸念されることから、国内外からの交流人口の拡大を図る必要があります。



(2) 交通アクセス

山口県においては、中国自動車道と山陽自動車道の2つの高速道路が東西に走り、各インターチェンジからは一般国道、県道が県内主要都市、JR駅、港湾、空港等を結んでいます。しかしながら、山陰地域においては高速道路網が脆弱であり、現在、地域の骨格となる山陰道や、山陽地域への連絡を強化する小郡萩道路の整備が進められています。

また、県内には5つの新幹線の駅があり、関東・関西及び九州方面からのアクセスが容易であるため、関東・関西、九州地方から旅行者をいかに呼び込むかが課題です。

一方、空の玄関口である、県内2空港（山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、減便や運休が続いていましたが、2022(令和4)年度からは、ほぼ通常ダイヤに戻りました。

今後は、長期化した水際対策が大幅に緩和され、国際的な人の往来の本格的な回復が見込まれることから、山口宇部空港と韓国ソウル間での国際定期便の再開や国際チャーター便の運航拡大を図るなど、訪日外国人旅行者の本県への誘客拡大が望まれます。

さらには、下関・釜山間の外航定期航路や国内の定期航路に加え、高まるクルーズ需要に応えるため、港湾施設の改修が行われており、岩国港においては、2017(平成29)年度から13万トン級船舶が、下関港長州出島では、2018(平成30)年度から22万トン級船舶が寄港可能となりました。また、下関港長州出島においては、2019(令和元)年度からクルーズ船専用岸壁の整備が進められています。

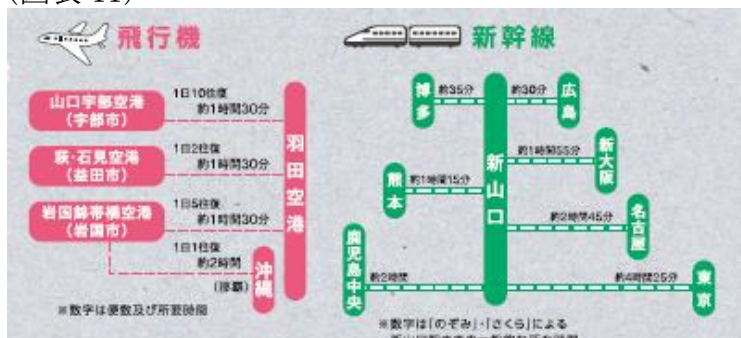
(図表9)



(図表10)



(図表11)



5 本県観光の状況と課題

(1) コロナ禍における県の取組と成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年の観光客数や延べ宿泊者数は、これまで例のない甚大な落ち込みを記録しました。

こうした中、県では、2021(令和3)年度に策定した「山口県観光V字回復プラン」に基づき、「やまぐち観光振興支援パッケージ」を創設し、県内の宿泊施設で利用できる割引宿泊券を発行するとともに、国の「地域観光事業支援」を活用した「旅々やまぐち(県民)割」の実施や、宿泊事業者の高付加価値化・収益力向上を図る取組に対する支援など、感染拡大防止対策を踏まえ、経済回復に向けた集中的な対策を行ってまいりました。

<「山口県観光V字回復プラン」について>

長期間の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は低調のまま推移しており、本県経済は厳しい状況にある中、この危機に対処し、本県観光をV字回復させるため、反転攻勢に向けた実効性の高い取組を短期集中的に実施していく指針として、2021(令和3)年に2022(令和4)年度までの2年間で計画期間とする、山口県観光V字回復プランを策定しました。

【山口県観光V字回復プランにおける施策の体系・方向性】

○感染拡大防止と経済回復に向けた集中的な対策

- ・「安心・安全」な旅行を実現するための徹底した感染防止対策
- ・観光産業の基盤強化につなげる事業継続支援
- ・県経済を回復基調に導く観光需要の喚起対策

○コロナの時代における社会変革に即した重点施策

- ・デジタル技術の実装による交流促進
- ・新たな観光トレンドや社会的ニーズの積極的な取り込み
- ・感染収束後の観光振興に向けた戦略的な取組

<「やまぐち観光振興支援パッケージ」の取組>

「山口県観光V字回復プラン」を踏まえ、2021(令和3)年11月に「やまぐち観光振興支援パッケージ」を創設し、「設備投資への支援」、「需要喚起の対策」、「支援窓口の設置」の3点を柱とした、観光事業者に対する総合的な支援策を実施しました。

1 設備投資への支援

○ 宿泊施設の高付加価値化等支援

露天風呂付き客室への改修、食事会場の個室化改修など、宿泊事業者が行う施設の高付加価値化等の取組を支援

2 需要喚起の対策

○ 宿泊施設を軸とした観光需要の喚起

「やまぐち割引宿泊券」、旅行代金の割引や地域限定クーポンを発行する「旅々やまぐち(県民)割」などによる観光需要の喚起

○ 催事会場等利用促進

宿泊施設が行う、感染防止対策に配慮した催事の利用促進の取組をモデル事業として支援

○ バスツアー企画旅行造成支援

県内宿泊を伴う貸切バス利用の旅行商品造成を支援

○ 誘客イベント開催支援

滞在時間の延長を図る魅力的なイベントの開催を支援

3 支援窓口の設置

○ 総合窓口及び地域窓口の実施

各種支援制度に関する相談や、各種助成等申請に向けた書類作成支援などに対応する窓口を設置

<成果>

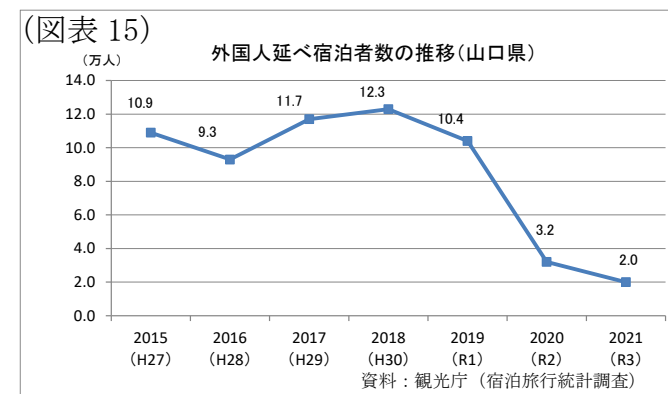
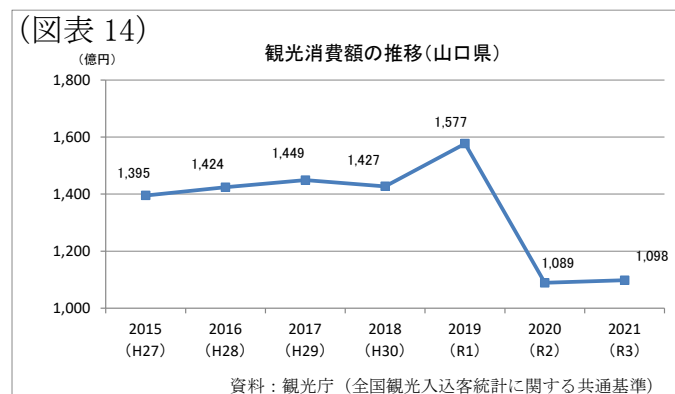
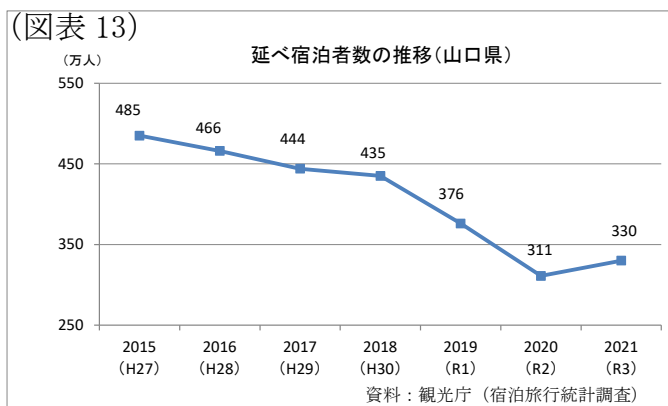
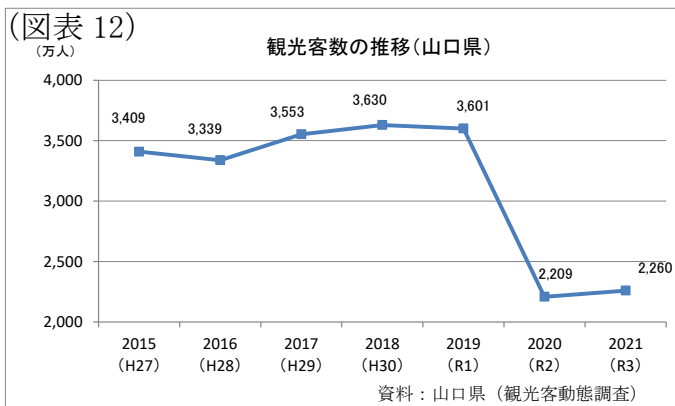
感染拡大が続く中、本県においても、2021(令和3)年8月13日から9月22日までの期間において「デルタ株感染拡大防止集中対策」として、割引宿泊券の取扱停止などの措置を講じたため、観光需要の減少等の影響が生じました。

そのような中、取組の成果もあり、2021(令和3)年はコロナ前の2019(令和元)年の水準には届かなかったものの、最終的に、観光客数が前年2.3%増(51万人増)の2,260万人、延べ宿泊者数が同6.1%増(19万人泊増)の330万人泊、観光消費額が同0.8%増(9億円増)の1,098億円になるなど、小幅ながら増加しています。

中でも、割引宿泊券の発行等、宿泊施設を軸とした観光需要の喚起を図る即効性のある取組の実施により、2021(令和3)年の延べ宿泊者数について、コロナ前の2019(令和元)年と比較した落ち込み幅が全国最小となり、客室稼働率は全国第2位を達成するなど、取組による大きな成果を挙げています。

なお、水際対策の継続などにより、2021(令和3)年の外国人延べ宿泊者数は約2万人にとどまっています。

宿泊業や飲食業など、関連する産業の裾野が広い観光産業は、地域経済に与える影響が大きいことから、今後も、感染状況のフェーズや社会経済情勢に応じて、適時適切な観光産業への支援を講じていきます。



(図表 16)

延べ宿泊者数

単位：人

	R元年	R2年	R3年			
			R元年比 (全国順位)	R元年比 (全国順位)	R2年比 (全国順位)	
山口県	3,761,960	3,112,930	▲17.3% (1位)	3,301,620	▲12.2% (1位)	6.1% (8位)
全国	595,921,480	331,654,060	▲44.3%	317,773,850	▲46.7%	▲4.2%

※全国順位は、宿泊者数の伸び率順(減少率の減少幅が小さい順)

(図表 17)

宿泊施設タイプ別客室稼働率

単位：%

区分		全体		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シティホテル		簡易宿所	
		全国順位	全国順位	全国順位	全国順位	全国順位	全国順位	全国順位	全国順位				
山口県	R3年	48.2	2位	28.3	5位	39.4	5位	57.7	5位	43.2	13位	23.0	5位
	R2年	45.1	1位	29.5	9位	31.7	18位	53.9	4位	45.0	8位	16.8	9位
	R元年	54.8	30位	34.4	38位	46.3	36位	67.7	38位	68.1	34位	13.9	41位
全国	R3年	34.3	—	22.8	—	27.3	—	44.3	—	33.6	—	16.6	—
	R2年	34.3	—	25.0	—	30.0	—	42.8	—	34.1	—	15.5	—
	R元年	62.7	—	39.6	—	58.5	—	75.8	—	79.5	—	33.4	—

資料：観光庁（宿泊旅行統計調査）

※観光庁（宿泊旅行統計調査）における宿泊施設のタイプについて

- ・旅館：和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のもの
- ・ホテル：洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のもの
 - ・リゾートホテル：ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするもの
 - ・ビジネスホテル：ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするもの
 - ・シティホテル：ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するもの
- ・簡易宿所：宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のもの（ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど）

【本県の観光に関する各種指標実績】

基本指標		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標 ※1 R4 (2022)	単位
1	観光客数（年間）※2	3,630 (3,414)	3,601 (3,386)	2,209 (2,077)	2,260 (2,125)	3,400	万人 以上
2	延べ宿泊者数（年間）	435	376	311	330	550	万人 以上
3	サイクルイベント参加者数（年度）	23,860	24,924	4,408	8,890	30,000	人
4	県立2美術館の入館者数（2美術館） （H30-R4年度平均）	15.8 /H30	18.8 /H30-R1	14.4 /H30-R2	14.2 /H30-R3	25 /H30-R4	万人 以上
	【各年度の入館者数】	15.8	21.8	5.6	13.5	—	—
5	外国人延べ宿泊者数（年間）	12.3	10.4	3.2	2.0	20	万人 以上
6	クルーズ船寄港回数（年間） （H30-R4年累計）	77 /H30	124 /H30-R1	127 /H30-R2	129 /H30-R3	400 /H30~R4	回 以上
	【各年の寄港回数】	77	47	3	2	—	—
7	山口宇部空港 年間利用者数 （定期便）（年度）	102.2	94.7	24.6	36.0	105	万人
	山口宇部空港 国際便の年間利用者数 （定期+チャーター便）（年度）	2.1	0.2	0	0	5	万人
8	岩国錦帯橋空港の年間利用者数 （定期便）（年度）	52.3	48.4	7.7	13.2	52	万人

※1 目標値は「やまぐち維新プラン」（平成30(2018)年策定）時のもの。

※2 萩市が令和元年分から算定方法を変更したことから、目標達成状況確認の数値としては、変更前のH30(3,414)を基準として前年比をかけて、従前の算定方法による観光客数の推計値を算出（括弧内の数値）

(2) 課題

本県観光を取り巻く様々な状況を踏まえ、次の課題への対応が必要です。

ア 新たなニーズを捉え、観光産業の「稼ぐ力」を高める観光地域づくりの推進

自然環境に触れる旅行ニーズの高まりや、「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）^{*1}」への意識の高まりなど、社会の変化を捉えた観光地域づくりの推進が必要です。

また、観光産業は、関連する産業の裾野が広く地域経済に与える影響が大きいことから、地域経済の活性化に向けて、観光産業の「稼ぐ力」を高め、観光消費額を向上させる取組の促進が必要です。

イ やまぐちの認知度を高める効果的な情報発信

本県への誘客に向けては、観光客へ本県の魅力を効果的かつ的確に届けることが必要です。

このためには、本県の認知度を高め、本県の魅力を効果的に伝える戦略的なプロモーションを展開するとともに、昨今のICT（情報通信技術）の高度化やオンライン^{*3}サービスの多様化を踏まえたデジタル技術の活用による、プロモーション力の強化が必要です。

ウ スポーツや文化など多様な分野との連携による観光交流施策の一体的推進

人口減少・少子高齢化の進行は、長期的に地域経済の衰退につながることで懸念されることから、地域の活力を高めるために、国内外から本県への観光交流人口の一層の拡大に取り組むことが必要です。

交流人口の拡大には、様々なニーズに対応できるよう、多様な分野と観光との連携・融合による取組が効果的であり、本県のスポーツ、文化、国際交流及び交通政策との連携による観光交流の推進が必要です。

エ インバウンド回復・発展期における誘客の促進

観光の目的地として日本が海外から注目されている状況において、水際対策の緩和により、回復するインバウンド需要を確実に取り込むこと、さらに2025(令和7)年に開催が予定されている大阪・関西万博により拡大することが予想される外国人観光客を本県への誘客に結び付けることが重要です。

このため、誘客促進に向けたプロモーションや受入環境整備の充実・強化に取り組むことが必要です。

オ 安心・安全な観光の推進

水際対策の緩和や国の観光需要喚起策の実施など、国内外の人の往来が徐々に活発になる中、観光客が安心して観光ができるよう、感染症対策をはじめ、自然災害や大規模事件・事故等の発生に備えた環境づくりに取り組むことが必要です。

第3章 計画の推進方向と施策体系

1 基本的な方向

《目指す姿》

新たな時代をリードする観光県やまぐちの創造

本県観光の新たな時代をリードする観光振興を進め、国内外の観光客が満足し、地域の住民が様々な形で将来に渡る豊かさを享受する「観光県やまぐち」を創造します。

2 施策体系

本県観光の目指すべき姿に向け、前章で述べた、本県観光の状況と課題を踏まえ、以下、4本の施策の柱と計16の基本施策を定め、施策を推進します。

施策の4本の柱と基本施策

施策の柱1「新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくり」

＜基本施策＞

- (1) やまぐちの特色を活かした持続可能なツーリズムの推進
- (2) 「やまぐちDMO」を核とした魅力ある観光地域づくりの推進
- (3) 観光客の満足度を高めるおもてなしの推進
- (4) 観光消費額を高める付加価値の高い商品・サービスの開発
- (5) 観光客の安心・安全の確保

施策の柱2「観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションの展開」

＜基本施策＞

- (1) 観光需要の拡大に向けた効果的なプロモーションの展開
- (2) プロモーション力を高めるデジタル技術の活用

施策の柱3「やまぐちの多彩な魅力を活かした幅広い交流促進策の推進」

＜基本施策＞

- (1) スポーツの力を活用した交流促進
- (2) 多彩な文化資源を活用した文化観光の推進
- (3) 国際交流の推進
- (4) MICE誘致による交流人口の拡大
- (5) 交流を活発化する交通ネットワークの機能強化
- (6) 新たな人の流れを呼び込むワーケーションの推進

施策の柱4「反転攻勢に向けた誘客対策の強化によるインバウンドの拡大」

＜基本施策＞

- (1) 大阪・関西万博の開催などを見据えた海外からの誘客対策の強化と受入環境の充実
- (2) クルーズ船の誘致推進
- (3) 国際航空路線等の再開・定着

第4章 施策の方向

施策の柱

1 新たなニーズを捉えた持続可能な観光地域づくり

【取組方針】

人々の、自然環境に触れる旅行ニーズの高まりや、環境に配慮しつつ、自然や文化にふれる「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）*1」への意識の高まりは、観光客が、自然や歴史、文化に特色がある本県の魅力について再認識・再発見する好機です。

この機会を捉え、やまぐちの特色を活かしたツーリズムの推進や観光産業の「稼ぐ力」強化に向けた支援など、「やまぐちDMO*4」を核とした、幅広い関係者の参画による、持続可能な観光地域づくりに取り組みます。

また、県民の地域の魅力の再認識による地域への誇りと愛着に根差したおもてなし意識を高めるとともに、観光振興の根幹を支える「安心・安全な観光の実現」に向け、国内外の観光客が安心して観光ができる環境を整えます。

(1) やまぐちの特色を活かした持続可能なツーリズムの推進

県民の誇りと愛着に根差した地域資源*5は、本県を訪れる観光客にとって、地域らしさを感じることができる貴重な価値を有しています。

三方が海に開かれ自然に恵まれた本県において、その強みである、豊かな自然や歴史・文化など魅力的な観光資源や、海・山がもたらす多彩な産品などを活かし、多様な観光ニーズに対応した、やまぐちならではのツーリズムを創出するとともに、誰もが安心して旅行を楽しめる魅力的な観光地域づくりを推進します。

【施策の方向】

- ① アウトドアツーリズムなど、「自然」や「文化」等の魅力的な観光資源に、「食」、「アクティビティ」等を効果的に融合させた、本県ならではのツーリズムを創出します。
- ② 「山口きらら博記念公園」を拠点とした、にぎわいを創出する、大規模イベントの誘致に取り組みます。



山口きらら博記念公園

- ③ 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心してやまぐちの旅を楽しむことのできる魅力的な観光地域づくりを推進します。
- ④ 市・関係団体と連携した「錦帯橋」の世界文化遺産登録に向けた取組を推進するなど、文化財を地域資源^{*5}として観光振興に活用するための地域一体となった保存・活用の取組を推進します。(再掲3(2)④)
- ⑤ 北長門海岸国定公園や秋吉台国定公園など自然公園^{*6}施設等の適切な管理及び再整備やエコツーリズム^{*7}などによる自然資源の保全・活用を推進します。
- ⑥ 中山間地域等での生活や農林漁業体験、交流活動など、県民の身近な暮らしを観光資源として活用する取組を推進します。
- ⑦ 瀬戸内の産業集積等を活かした本県独自の産業観光の振興を推進します。

(2) 「やまぐちDMO^{*4}」を核とした魅力ある観光地域づくりの推進

県内の多彩な観光資源を活かした観光地域づくりの取組を推進するため、魅力ある観光地域づくりの「舵取り役」である「やまぐちDMO^{*4}」について、その体制や機能の強化に向けた支援をします。

また、県内各地域における様々な課題解決に向け、やまぐちDMO^{*4}を核に、観光地域の特性に応じた魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、地域の観光地経営を推進する人材の育成に取り組みます。

【施策の方向】

- ① 「やまぐちDMO^{*4}」の組織体制や機能の強化に向けた支援を行います。
- ② 県域の観光地経営をけん引する役割を担うやまぐちDMO^{*4}による、各種データの継続的な収集・分析等により、観光地域の特性に応じた地域の取組を推進します。
- ③ 観光客の属性情報（データ）を可視化し、ターゲット（居住地、年齢層等）を明確化したうえで、顧客目線に基づく課題解決方法を検証するなど、データに基づく観光地経営の実践に向けた支援を行うとともに、観光地域全体の「稼ぐ力」の向上を図ります。(再掲1(4)②)
- ④ 魅力ある観光地域づくりに向けた先進的な取組事例、ノウハウ等の情報提供を進めるとともに、地域の特性を活かし観光客の多様なニーズに応える魅力ある観光地域づくりに向けた、地域の観光地経営を推進する人材の育成を支援します。

(3) 観光客の満足度を高めるおもてなしの推進

持続可能な観光地域づくりの取組を通じ、地域の魅力の再認識により、地域への誇りを醸成し、愛着に根差したおもてなし意識を高めるとともに、観光客のニーズが多様化高度化し、地域ならではの様々な交流・体験活動へのニーズも高まっていることを踏まえ、観光客を温かくお迎えし、触れ合いや交流を通じて、相互に感動や満足度が高まるよう、受入側である県民のおもてなし活動の普及啓発等を図ります。

【施策の方向】

- ① 地域住民の地域への誇りの醸成につながる観光地域づくりを推進します。
- ② 観光ボランティアガイドの育成を図るとともに、主要な玄関口となる、新幹線の駅や空港などにおける観光案内機能の充実を図ります。
- ③ 観光地における環境美化活動を促進します。
- ④ リピーターの確保や、おもてなしの改善に向け、観光客の満足度等に係る調査を継続的に実施します。(再掲2(1)⑨)
- ⑤ 県等が実施する観光振興の取組について、県内大学等による観光振興に資する人材育成の取組と連携を図ります。

(4) 観光消費額を高める付加価値の高い商品・サービスの開発

地域経済の活性化を図るため、関連事業者が連携して行う、観光消費額向上に向けた観光コンテンツの造成を支援するとともに、観光地域全体の「稼ぐ力」を向上させる観光地経営の実践に向けた取組への支援や、事業者の販路拡大に向けた取組支援など、観光消費を高める取組を促進します。

【施策の方向】

- ① ビッグデータ*⁸の分析結果等を活用して、顧客目線に基づく、付加価値の高い観光コンテンツを造成する観光地域を支援します。
- ② 観光客の属性情報（データ）を可視化し、ターゲット（居住地、年齢層等）を明確化したうえで、顧客目線に基づく課題解決方法を検証するなど、データに基づく観光地経営の実践に向けた支援を行うとともに、観光地域全体の「稼ぐ力」の向上を図ります。
- ③ アウトドアツーリズムなど、「自然」や「文化」等の魅力的な観光資源に、「食」、「アクティビティ」等を効果的に融合させた、本県ならではのツーリズムを創出します。(再掲1(1)①)

- ④ 地域固有のブランドや観光資源への注目が高まる中、首都圏における戦略的な情報発信や特産品等の販路拡大を図るため、特産品の開発や、アンテナショップ*⁹である「おいでませ山口館」の情報発信力やECサイト*¹⁰も活用した販売力の充実強化を図ります。(再掲2(1)⑦)
- ⑤ 宿泊施設などの観光施設の整備拡充や観光客に対応したサービス提供等、本県の観光振興に資する事業を行う中小企業者を支援するため、「おいでませ山口観光振興資金」等による必要な事業資金の融通など、企業ニーズに応じて支援します。
- ⑥ EC販売のメリット等の周知や、大手ECサイト*¹⁰への出店・ECサイト*¹⁰構築支援等により、事業者のEC市場への参入を促進するとともに、企業間取引のオンライン*³化に対応した販路拡大に向けた取組を支援します。

(5) 観光客の安心・安全の確保

国内外の観光客が安心して観光ができる環境を整えるため、新型コロナウイルス等の感染防止対策を講じるとともに、自然災害や大規模事件事故等の発生に備え、平常時から観光施設等での防災意識等の醸成や防災活動の促進を図るとともに、発生時においても、迅速かつ的確に応急対策を実施するなど、体制強化を図ります。

【施策の方向】

- ① 観光事業者が行う感染拡大防止の取組の対外的なPRなど、事業者における感染防止対策を促進します。
- ② 観光団体や観光施設における防災意識の啓発を図るとともに、定期的な防災訓練等を通じて自発的な防災活動を促進します。
- ③ Lアラート（災害情報共有システム）との連携により、テレビやSNS*¹¹など多様な手段を通じて、災害時に必要な情報をより迅速かつ的確に伝達します。
- ④ 訪日外国人観光客への災害時の支援や多言語での情報提供について、関係団体との協力体制を整えます。
- ⑤ 訪日外国人観光客に対応できる医療機関等の情報を提供します。
- ⑥ 宿泊施設や飲食店等の衛生水準の維持・向上を促進します。
- ⑦ 災害等発生時の混乱や観光面での風評被害を防止するため、観光事業者からの相談に迅速に対応する体制を整えるとともに、迅速かつ正確な広報活動を行います。

2 観光客の心をつかむ戦略的なプロモーションの展開

【取組方針】

魅力ある観光地域へ観光客を呼び込むには、観光客に対し、インパクトのある、また、ターゲットの特性に応じた最適な観光情報を提供するなど、効果的なプロモーションをすることが重要です。

そのため、DMO*⁴を核とし、マーケティング志向に基づき、大型観光キャンペーンの誘致を見据えた戦略的なプロモーションを実施するとともに、デジタル技術を活用したプロモーション力の強化を図ります。

(1) 観光需要の拡大に向けた効果的なプロモーションの展開

県の認知度、魅力度の向上を図るため、大型観光キャンペーンの誘致を見据えた、本県の観光資源を活かした新たなプロモーションや、これまでのPR手法の有効活用により、観光客の増加や周遊の促進につながるプロモーションを展開します。

【施策の方向】

- ① 本県の優れた観光資源である「絶景」、「歴史」、「グルメ」、「温泉」などを活用した新たなプロモーションを実施します。
- ② 全国からの誘客拡大に向けた、新たな大型観光キャンペーンの誘致を図ります。
- ③ 味や品質に優れた魅力ある県産農林水産物、これらを活用した6次産品や本県の長い歴史や風土の中で培われてきた貴重な資産である伝統的工芸品などの特産品等を観光資源として積極的に活用することで、特産品需要や誘客の拡大を図ります。
- ④ 県内周遊の拠点となる「道の駅」などの集客力のある施設を活用し、観光情報やアクセス情報、特産品のPRなど情報発信力を強化します。
- ⑤ 国内外でのトップセールスをはじめ、「山口ふるさと大使*¹²」などのキーパーソンを活用し、山口県の魅力情報を効果的に発信します。
- ⑥ 山口県PR本部長「ちよるる」を効果的に活用した、情報発信を図ります。
- ⑦ 地域固有のブランドや観光資源への注目が高まる中、首都圏における戦略的な情報発信や特産品等の販路拡大を図るため、特産品の開発や、アンテナショップ*⁹



山口県PR本部長「ちよるる」を活用したPR

である「おいでませ山口館」の情報発信力やECサイト*¹⁰も活用した販売力の充実強化を図ります。

- ⑧ 山口県フィルム・コミッションを中心とした、山口県を舞台とした映画やTV番組等の誘致に取り組み、ロケ地としての本県観光のPRの強化を図るとともに、ロケ地の観光面での活用を図ります。
- ⑨ リピーターの確保や、おもてなしの改善に向け、観光客の満足度等に係る調査を継続的に実施します。



元乃隅神社（長門市）



秋吉台（美祿市）

（2）プロモーション力を高めるデジタル技術の活用

デジタルを活用したマーケティングやターゲットの嗜好に応じた情報を直接届ける効果的なプロモーションの展開、デジタルコンテンツによる誘客促進など、デジタル技術の活用による効果的なプロモーションを展開します。

【施策の方向】

- ① ビッグデータ*⁸の分析結果等に基づき、観光客のニーズに的確に対応した、プロモーションと旅行商品・サービスの開発を戦略的かつ一体的に展開し、観光消費額の向上を図ります。
- ② デジタル技術を効果的に活用したマーケティングやホームページ・SNS*¹¹等の特性に応じた観光客のニーズに即した情報の伝達や、デジタルコンテンツによる誘客を促進します。
- ③ 観光事業者による、デジタル技術を活用したマーケティングや多言語での情報発信を支援します。

3 やまぐちの多彩な魅力を活かした幅広い交流促進策の推進

【取組方針】

本県への観光交流人口を一層拡大し、地域の活力を維持・創出していくためには、県内の多様な分野と観光との連携・融合による、交流人口の拡大が効果的です。

そのため、スポーツによる交流や多彩な文化資源の活用による文化観光^{*13}の推進、国際交流によるインバウンドの拡大や、MICE^{*14}の誘致、交通政策との連携により、誘客の拡大に向けた交流促進施策を一体的かつ強力で推進します。

(1) スポーツの力を活用した交流促進

本県の豊かな自然や美しい景観などを活かしたアウトドアスポーツツーリズム^{*15}の推進や、レノファ山口FCなど県内のトップスポーツクラブと連携した誘客促進など、スポーツの力を活用した交流促進を図ります。

【施策の方向】

- ① キャンプとアウトドアアクティビティを結び付け、「手ぶら」で「気軽」に楽しめる、新しいアウトドアスポーツツーリズム^{*15}である「スポーツフィールドやまぐち^{*16}」を推進し、ツアー造成等により、県内外からの誘客を促進します。
- ② サクリストの休憩・交流場所となるサイクルエイド等の設置や、近隣県と連携した周遊型サイクリングルートの展開など、サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大を図ります。
- ③ 東京2020大会で活躍した本県ゆかりの選手との連携強化や、福岡県で開催される世界水泳選手権大会の事前キャンプ受入れ支援など、オリンピックのレガシーを継承した交流を推進します。
- ④ レノファ山口FCやACT SAIKYO、ながとブルーエンジェルスといった県内を拠点に活動するトップスポーツクラブ等と連携した交流イベントの開催などを通じ、観戦に訪れたサポーター等を県内周遊に結び付ける取組を推進します。



アウトドアアクティビティ



サイクルスポーツ

- ⑤ 山口きらら博記念公園の交流拠点施設としての機能の拡充を図るとともに、各種スポーツイベントの開催、大規模イベントや合宿の誘致等による交流人口の拡大を図ります。
- ⑥ 県内外のイベント等での県内観光地等の実写映像を使ったバーチャルな体験など、eスポーツ^{*17}（バーチャルスポーツ等）を活用した本県の魅力発信や誘客促進を図ります。

（２）多彩な文化資源を活用した文化観光^{*13}の推進

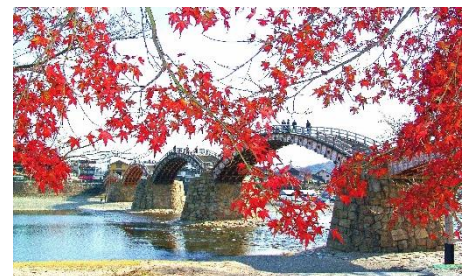
本県の歴史・文化芸術を象徴する美術館等文化施設や、所蔵品（本県ゆかりの芸術家による作品、水墨画、浮世絵、萩焼等）、文化財等を観光資源と捉え、積極的な活用による文化観光^{*13}の推進を図ります。

【施策の方向】

- ① 美術館や博物館を核に、地域と連携した文化資源の魅力発信や、美術館等企画展の実施と各種観光施策等の連携により、誘客の拡大と地域周遊の取組を推進します。
- ② 浮世絵や画聖雪舟の水墨画など、県立2美術館のコレクションを活用した展覧会開催や、山口きらら博記念公園での文化イベントの開催等により、交流人口の拡大を図ります。
- ③ 県立2美術館の所蔵品のデジタルアーカイブ（保存記録）化や、オンライン美術館（バーチャルアートミュージアム^{*18}）の公開など、デジタル技術を活用した美術作品の魅力発信による、周遊促進を図ります。
- ④ 市・関係団体と連携した「錦帯橋」の世界文化遺産登録に向けた取組を推進するなど、文化財を地域資源^{*5}として観光振興に活用するための地域一体となった保存・活用の取組を推進します。



デジタル技術を活用した
美術作品の魅力発信



錦帯橋（岩国市）

(3) 国際交流の推進

県や市町の海外との友好協定や姉妹縁組などを活用した海外自治体との交流の推進により、訪日外国人観光客の増加につなげるとともに、地域日本語教育に係る取組や県内在住外国人の地域社会への積極的な参画を促進することにより、多文化共生^{*19}による地域づくりを推進します。

【施策の方向】

- ① 新たに姉妹提携を締結したアメリカ・ハワイ州をはじめ、中国・山東省、韓国・慶尚南道、スペイン・ナバラ州など、友好協定・姉妹提携先との交流を推進します。
- ② 日韓8県市道連携による、外国人観光客誘致をはじめとする共同事業を継続的・連続的に実施します。
- ③ 在外県人会との連携強化による情報発信や人材交流、自治体間の交流を契機とした、民間等による文化、経済等交流を推進します。
- ④ オンライン^{*3}を活用した交流も取り入れ、交流人口の更なる拡大に向けた継続的な海外交流を推進します。
- ⑤ 県内在住外国人に対する市町・関係機関等を主体とした地域日本語教育に係る研修等の取組の促進のほか、デジタル技術を活用した相談体制や情報発信の充実、支援の担い手となる人材の育成など、支援体制づくりを推進します。
- ⑥ 地域に定住・定着した外国人住民が、自らの強みや専門的技術・知識、外国人独自の視点を活かした地域の魅力や活力の創出に寄与できるよう、各市町や関係機関とも連携し、地域社会への外国人住民の積極的な参画を促進します。



山口県とハワイ州との
姉妹提携締結



地域日本語教育に係る研修

(4) MICE^{*14}誘致による交流人口の拡大

宿泊観光客の増加につながり、経済効果等も大きいMICE^{*14}の誘致を図るため、山口県が有する特色ある観光資源やネットワーク等も活かしながら、市町や関係団体等と一体となって、積極的、計画的な誘致活動を展開します。

【施策の方向】

- ① 市町と連携し、大規模コンベンションや企業向け小・中規模研修等を対象としたMICE^{*14}誘致を推進します。
- ② スポーツイベント等の誘致や、文化資源を活用したMICE^{*14}誘致を推進します。
- ③ 新たな開催形態として増加が見込まれるハイブリッド型（オンライン^{*3}とリアルの併用）MICE^{*14}について、新規開拓に向けた積極的なプロモーションを実施します。

(5) 交流を活発化する交通ネットワークの機能強化

コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復に向け、国内便の利用促進や国際便の運航再開等への取組を図るとともに、観光客の利便性、快適性等の向上に向け、情報通信技術の活用などの取組の促進や関係事業者や市町との連携のもと、二次交通^{*20}アクセスや高速道路などの広域交通アクセスの充実を図ります。

【施策の方向】

- ① 国内定期便の早急な利用回復に向け、航空会社や関係団体等と連携した観光需要の増大や、各種媒体を用いた積極的PR等による利用促進を図ります。
- ② 増便や航空ダイヤの改善、空港への交通アクセスの改善等による空港の利便性向上や、近隣空港と連携した広域観光ルートの形成など団体旅行の開拓等、空港の利用促進を図ります。
- ③ 国際定期便・国際チャーター便の運航再開・定着に向けた取組の推進や、空港から観光地への総合案内機能の充実等、国際線の環境整備を推進します。
- ④ 新幹線のダイヤ改善等による公共交通の利便性向上や利活用の促進など、住民、行政、交通事業者等と連携した取組を推進します。



山口宇部空港

- ⑤ ノンステップバスの導入等によるバリアフリー化を推進します。
- ⑥ 鉄道・バスにおける交通系ＩＣカード*²¹やバスロケーションシステム*²²等の導入を促進します。
- ⑦ ＡＩ（人工知能）やＩＣＴ（情報通信技術）等を活用した新たなモビリティサービス*²³の導入促進、公共交通情報のデジタル化、オープンデータ*²⁴化などによる利便性の向上を図ります。
- ⑧ 交通拠点と主要観光地を結ぶ二次交通*²⁰の充実に向けた取組を推進します。
- ⑨ 空港や新幹線等の広域交通拠点と観光地、観光地相互の移動時間の短縮、周遊ルートの形成に資する、山陰道をはじめとした幹線道路の整備を推進します。
- ⑩ 観光地周辺における交通の円滑化や歩行空間の整備及び景観に配慮した道路の整備を推進します。
- ⑪ 観光客が快適に移動・観光できるよう、「道の駅」におけるトイレの改修や情報発信環境の整備等を推進します。

（６）新たな人の流れを呼び込むワーケーション*²⁵の推進

都市部の人口集中リスクの顕在化を背景とする、テレワーク*²など時間や場所に捉われない「働き方の新しいスタイル」の普及や地方移住への関心の高まり、企業の地方分散の動きを捉え、山口ならではの豊かな暮らしの魅力を活かして、本県への新たな人の流れを創出します。

【施策の方向】

- ① 「やまぐち創生テレワークオフィスＹＹ！ＳＱＵＡＲＥ*²⁶」と「やまぐちワーケーション総合案内施設ＹＹ！ＧＡＴＥＷＡＹ*²⁷」を核に、市町や関連施設等と連携を図りながら、全県的なテレワーク*²・ワーケーション*²⁵環境を構築し、県内における地方創生テレワーク*²・ワーケーション*²⁵の受入れを積極的に推進します。
- ② 県内企業や地域との交流により、ビジネス創出や地域課題の解決等につながるプログラムを提供する「山口型ワーケーション*²⁸」を推進します。

4 反転攻勢に向けた誘客対策の強化によるインバウンドの拡大

【取組方針】

インバウンドの本格的回復に向け、外国人観光客を確実に本県に取り込むにあたり、2025(令和7)年の大阪・関西万博の開催も見据え、海外へのプロモーションの強化を図る必要があります。

このため、「山口県」の認知度の向上に向けて、誘客対策の強化や受入環境の整備を進めることで、多くの観光客の方に山口県を訪問していただくとともに、大きな経済効果が期待されるクルーズ船誘致の取組を進め、国際航空路線の再開や、定着・充実による誘客の拡大に努めます。

(1) 大阪・関西万博の開催などを見据えた海外からの誘客対策の強化と受入環境の充実

誘致対象の現地プロモート機能とデジタル技術を組み合わせ、市場に応じた戦略的なプロモーション活動の展開や、大阪・関西万博の開催を見据えた新たな観光コンテンツや周遊ルートを造成するとともに、外国人観光客に向けた観光地域づくりを推進し、誘致拡大を図ります。

【施策の方向】

- ① 5つの重点市場（韓国、台湾、香港、中国、ASEAN*²⁹）に対し、デジタル技術を活用したデータ分析・マーケティングと観光プロモーター*³⁰の専門的知見・経験、現地での活動・情報収集を組み合わせ、取組の相乗効果による効果的なプロモーションを展開します。
- ② 台湾など重点市場における、トップセールスや商談会、情報発信会等の開催による、一層の誘客拡大に向けた取組を推進します。
- ③ 2025(令和7)年の大阪・関西万博などに向け、国際定期便等が就航する近隣県や、「せとうちDMO*³¹」との連携を強化し、中国地方の官民が一体となったプロモーションの展開や周遊ルートの造成を図り、欧米等からの誘客拡大や新たな市場開拓を推進します。



海外からの誘客に向けた
県内視察ツアー

④ デジタル技術を効果的に活用したマーケティングやホームページ・SNS^{*11}等の特性に応じた観光客のニーズに即した情報の伝達や、デジタルコンテンツによる誘客を促進します。(再掲2(2)②)



海外に向けた情報発信
(多言語での山口県の紹介)

⑤ 観光事業者による、デジタル技術を

活用したマーケティングや多言語での情報発信を支援します。(再掲2(2)③)

⑥ 山口県ならではの特別な体験などのコンテンツ造成や県内宿泊を一層促進する取組への支援、新たな周遊ルートの開発や安心して県内観光を楽しむ快適な受入環境の充実など、外国人観光客に向けた観光地域づくりを推進します。

(2) クルーズ船の誘致推進

県、市町、関係機関が一丸となった誘致活動の推進や、船社等への港湾情報、観光地等の情報発信、戦略的なセールス活動を強化するとともに、感染症対策も含めた環境の整備等により、国内外からのクルーズ船寄港回数の増加を図ります。

【施策の方向】

① クルーズやまぐち協議会^{*32}を中心としたクルーズ船誘致体制を強化します。

② 県内各港の特色や地域の観光資源を活かした戦略的な誘致活動を展開するとともに、県内周遊の促進と経済効果の拡大に向けた取組を推進します。

③ 県内観光地で講じている感染症対策のPRにより、クルーズ船誘致を推進します。

④ 大型クルーズ船の受入促進のための寄港環境を整備します。



クルーズ船(にっぽん丸)

(3) 国際航空路線等の再開・定着

外国人観光客の山口県へ来訪しやすい交通手段の確保による誘客の拡大、インバウンド需要の取り込みに向けて、コロナ禍で途絶えた国際航空定期便の再開等に取り組みます。

【施策の方向】

① 国際定期便・国際チャーター便の運航再開・定着に向けた取組の推進や、空港から観光地への総合案内機能の充実等、国際線の環境整備を推進します。(再掲3(5)③)

<数値目標>

以下の指標及び数値目標を設定し、進行管理を行うこととします。

指 標 名	現状値(2021)	目標値(2026)
観光消費額（年間）	1,098億円	1,600億円
観光客数（年間）	2,260万人	3,700万人以上
延べ宿泊者数（年間）	330万人	550万人以上
キャンプ場利用者数（年間）	36万人	41万人
県立スポーツ施設の年間利用者数	818千人	1,700千人
県立美術館の入館者数	17万人 (2017～2021平均)	20万人以上 (2022～2026平均)
文化人材バンク登録者の発表機会の創出件数	6件	30件
山口宇部空港の国内定期便の年間利用者数	36.0万人	100万人
山口宇部空港の国際便（チャーター便を含む）の年間利用者数	0万人	2万人
岩国錦帯橋空港の国内定期便の年間利用者数	13.2万人	52万人
外国人延べ宿泊者数（年間）	2.0万人	20万人
クルーズ船寄港回数	32回 (2018～2021平均)	50回以上 (2022～2026平均)

※数値目標は、上位計画である「やまぐち未来維新プラン」における観光関係部門の指標と同一です。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本県の観光振興を図るためには、県、市町、観光関係団体、観光事業者及び県民がそれぞれの役割を担い、また相互に連携を図りながら、主体的・積極的に取り組んでいくことが重要です。

(県の責務)

- 県全体の観光振興を推進するため、県民意見の反映と、様々な関係者の積極的な連携の促進を図りながら、観光振興の施策を総合的に策定し、実施します。
- 他の地域振興に係る施策との連携を図り、より効果的な実施を図るとともに、例えば、文化財の保護、スポーツや文化の振興、農林水産業の振興、中山間地域づくり、道路整備など、行政の各分野において観光振興との連携による施策の相乗的な効果の発現を目指します。

(市町に期待される役割)

- 各市町独自の観光資源の創出や磨き上げ、活用など、地域特性を十分に生かした観光地域づくりを積極的に推進します。
- 他の自治体等との連携を図りながら施策を推進します。

(観光関係団体に期待される役割)

- 「やまぐちDMO^{*4} ((一社) 山口県観光連盟)」については、魅力ある観光地域づくりや効果的なプロモーションを進める中核的な存在であり、各観光関係団体と連携し、また、幅広い関係者が一体となった取組の中心的、プラットフォーム的な機能を果たします。

(観光事業者に期待される役割)

- 多様化する観光客のニーズや旅行形態の変化に的確に対応するため、創意工夫によるサービスの提供や他事業者と連携した魅力ある観光コンテンツの創出等を行い、地域における幅広い経済的効果を発現していきます。

(県民に期待される役割)

- 来訪者との触れ合いを通じて、地域独自の自然や歴史、文化、食、暮らしといった「地域らしさ」を伝える等、来訪者の満足度や感動を高めていくため、地域への誇りと愛着を持ったおもてなしを実践します。

2 進行管理

計画に掲げる施策の着実な実行を図るため、進捗状況や数値目標の達成状況については、成果重視の観点から、毎年度評価を行い、「山口県観光審議会」に報告するとともに、今後の施策展開の方向について意見を聴取し、施策の改善、見直しにつなげていきます。

進捗状況や数値目標の達成度については、分かりやすく県民に公表することとします。

おいでませ山口観光振興条例

平成二十七年十二月二十二日
山口県条例第四十八号

観光は、その地を訪れる人々とその地に住む人々とが触れ合うことにより新しい感動を生み出すものであり、こうした人と人との交流は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、地域社会の持続可能な発展を促すとともに、地域への誇りと愛着を育むものである。

山口県は、源平の命運を決した壇ノ浦の戦い、大内氏により花開いた豪華絢爛な大内文化、至誠の志を胸に幕末の動乱期を駆け抜け、世界文化遺産にも登録された明治日本の産業革命遺産をはじめとする近代日本の礎を築いた維新の志士による業績など、数々の時代の転換期にその歴史舞台となり、時代を切り拓ひらいてきた先人の多くの足跡が今もなお息づいている。

また、三方が海に開かれるとともに、神秘的な物語を有するカルスト台地や多くの個性豊かな温泉郷を有し、のどかな田園など日本の地方を象徴する美しい原風景を残している。

さらに、豊かな海の幸、山の幸に恵まれ、ふぐや地酒、暮らしの知恵から育まれた郷土料理等数々の食の魅力をも有し、大切に慈しまれてきた伝統的工芸品等世界に誇る匠の技も脈々と受け継がれている。

こうした本県独自の地域資源や生活文化は、域外の人々を強く惹きつける魅力の源泉であるとともに、県民がこの地に住むことに誇りを持ち、生き生きと暮らし続けることの源泉ともなっている。

こうした中、直面する人口減少等の課題の克服を図り、地方創生を実現するため、観光が持つ力への期待が高まっており、観光旅行者の価値観やニーズの多様化に対応した観光地域づくりを進めていくことが求められている。

このため、来訪者の満足度の向上に向けた多様な主体が一体となった山口県ならではの観光地域づくりの取組や、県民による地域の魅力の再認識と地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践を通じ、地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたいくなるような山口県として更に魅力を生み出していくという好循環を創出していく必要がある。

ここに、私たちは、明治維新百五十年という節目の年を控え、明治維新胎動の地である山口県において、人口減少社会に立ち向かい、観光を通じてこの地に住む一人一人を輝かせるため、観光振興の理念を交流人口の拡大にとどめず、県民の誇りと愛着に根差した地域の元気創出による定住の促進へと高め、全県を挙げた県民総がかりによる取組により活力みなぎる山口県を築くことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、観光関係団体、観光事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「観光事業者」とは、観光に関する事業（以下「観光事業」という。）を営む者をいう。

2 この条例において「観光地域づくり」とは、自然、歴史、文化等において密接な関係のある

地域における観光を軸とした地域づくりをいう。

(基本理念)

- 第三条 観光の振興は、県、市町、観光関係団体、観光事業者及び県民がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。
- 2 観光の振興は、地域における創意工夫による魅力ある観光地域づくりを通じた国内外からの観光旅行の促進及び地域住民による地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践が、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展のため特に重要であるという認識の下に推進されなければならない。
 - 3 観光の振興は、地域における多様な主体の合意形成を図りながら観光資源を有効に活用して推進されなければならない。
 - 4 観光の振興は、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域経済の活性化及び雇用の確保に重要な役割を担っていることに鑑み、県、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等による相互の連携が確保されるよう配慮して推進されなければならない。
 - 5 観光の振興は、国外からの観光旅行の促進が、国際交流の拡大及び新たな需要の開拓に資するものであるとともに、県民の国際理解及び地域の観光資源に対する理解の増進に資するものであるという認識の下に推進されなければならない。
 - 6 観光の振興は、地域の環境及び良好な景観を保全するとともに、これらとの調和を図りながら地域の魅力を増進するよう配慮して推進されなければならない。

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等との連携を促進するよう努めるものとする。
 - 3 県は、地域の振興に関する施策と連携して観光の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、観光の振興に資するよう配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町の役割)

- 第五条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的にその地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策と連携するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

- 第六条 観光関係団体は、地域における多様な主体の合意形成を促進し、関係者が一体となった魅力ある観光地域づくりを積極的に推進するよう努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(観光事業者の役割)

- 第七条 観光事業者は、自らの事業活動が魅力ある観光地域づくりに資するものであることを認識し、創意工夫を生かした事業活動を行うとともに、他の事業者との連携を図りながら観光旅行者の需要の高度化に対応したサービスの提供に努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(県民の役割)

- 第八条 県民は、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を認識し、地域への

誇りと愛着を持ったおもてなしをするよう努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

(魅力ある観光地域づくりの推進)

第十条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりの推進を図るため、地域の多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第十一条 県は、観光資源の活用による魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の開発、保護及び育成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第十二条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業、工業その他の産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第十三条 県は、観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、山口県の多彩な魅力に関する情報の発信、観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、魅力ある観光旅行に係る商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業の振興)

第十四条 県は、観光産業の振興を図るため、観光産業の経営基盤の強化に関する相談及び支援を行う体制の充実、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応した良質なサービスの提供の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十五条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲のある者の知識及び能力の向上並びに地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。）が行う観光の振興に寄与する人材を育成するための取組と積極的に連携協力するよう努めるものとする。

(おもてなしの向上)

第十六条 県は、観光旅行者に対するおもてなしの向上を図るため、県民の観光旅行者との交流の意欲及び地域の観光資源に関する理解の増進の推進、県産品（県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品及びこれらを原材料として製造され、又は加工された物品をいう。）、食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十七条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、旅行関連施設及び公共施設の利便性、快適性及び安全性の向上、情報通信技術の活用並びに観光地までの移動のための交通手段の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光客の来訪の促進)

第十八条 県は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、来訪のための交通手段の確保、県内における交通、宿泊その他の情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光客の受入れの体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第十九条 県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、県民及び観光旅行者の環境の保全に関する知識の向上及び理解の増進の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第二十条 県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他共通する観光資源を有する地方公共団体と連携協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町がその区域を超えて行う広域的な観光の振興に関する施策を促進するため、市町間の円滑な連携が図られるよう助言等を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第二十一条 県は、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等と連携しつつ、観光の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 山口県観光審議会

第二十三条 観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、山口県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 観光関係団体の役職員

三 観光に関心と理解のある青年

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

《用語解説》

「新たな観光県やまぐち創造プラン」に記載されている用語のうち、専門的な用語や十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

* 1 持続可能な観光（サステナブルツーリズム）
訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に
適応しつつ、現在と未来の環境、社会文化、
経済への影響に十分配慮した観光のこと。

* 2 テレワーク
情報通信技術を活用した、場所や時間に捉わ
れない柔軟な働き方のこと。

* 3 オンライン
インターネット等の回線に接続している状態
のこと。

* 4 DMO
Destination Management/Marketing Organization の略。
様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体
的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活
用した情報発信・プロモーション、効果的な
マーケティング、戦略策定等について、地域
が主体となって行う観光地域づくりの推進主
体のこと。

* 5 地域資源
自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産
物、加工産物、人工公物、技術など、地域に
備わっているもの、地域からから生み出され
るものの総称。

* 6 自然公園
優れた自然の風景地を保護するとともに、そ
の利用の増進を図ることにより、国民の保
健、休養及び教化に資するとともに、生物の
多様性の確保に寄与することを目的に自然公
園法に基づき指定された公園のこと。国立、

国定、県立の3種類があり、県内には8つの
自然公園がある。

* 7 エコツーリズム
自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体
験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環
境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり
かたのこと。

* 8 ビッグデータ
ボリュームが膨大でかつ構造が複雑である
が、そのデータ間の関係性などを分析するこ
とで新たな価値を生み出す可能性のあるデー
タ群のこと。

* 9 アンテナショップ
地方公共団体などが特産品等の情報を広く発
信するとともに、消費の動向等を把握する目
的で開設する店舗のこと。

* 10 ECサイト
インターネット上で商品を販売するウェブサ
イトのこと。

* 11 SNS
ソーシャルネットワーキングサービス
(Social Networking Service) の略で、登
録された利用者同士がインターネット上で交
流できる会員制サービスのこと。

* 12 山口ふるさと大使
日頃の様々な活動を通じて山口県の魅力を発
信してもらうため、県にゆかりのある著名な
方を「山口ふるさと大使」として任命するもの。

*13 文化観光

文化資源の観覧や体験活動等を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光のこと。

*14 M I C E

企業の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、各種団体・学会等が行う会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

*15 スポーツツーリズム

スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れるだけでなく、周辺の観光やスポーツを支える人々との交流などを融合した旅行のこと。

*16 スポーツフィールドやまぐち

山口県の豊かな自然やキャンプ施設数の優位性を活かし、キャンプ場とアウトドアアクティビティを結び付けた体験型コンテンツの開発支援や情報発信など、県内各地域で手ぶらで気軽に楽しめるアウトドアスポーツを推進する取組のこと。

*17 eスポーツ

オンラインを活用した対戦形式のコンピューターゲームのこと。野球やサッカーなどのバーチャルスポーツのほか、シューティングや格闘など、様々なジャンルの大会が国内外で開催されている。

*18 バーチャルアートミュージアム

美術館所蔵品をデジタル化し、オンライン上で展覧会形式で公開する仮想美術館のこと。

*19 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

*20 二次交通

空港や鉄道の主要駅から目的地までの交通のこと。

*21 交通系 I C カード

交通事業者等が発行している I C カードを指し、主に鉄道やバス等の公共交通機関で利用可能な I C カードのこと。代表的なものとして「Suica」「ICOCA」「PASMO」等がある。

*22 バスロケーションシステム

無線通信や G P S (全地球測位システム) などを活用して、バスの現在位置や運行情報をバスターミナル等に設置したモニターやスマートフォン等に情報提供するシステムのこと。

*23 新たなモビリティサービス

個々の利用者の移動ニーズに対して、情報通信技術などの先端技術を活用して利用者の利便を増進するサービスのこと。

*24 オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用 (加工、編集、再配布等) できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。(①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの②機械判読に適したものの③無償で利用できるもの)

＊25 ワークーション

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、業務効率の向上やイノベーションの創出とともに、観光地などで余暇の充実を図る働き方のこと。

＊26 やまぐち創生テレワークオフィス

YY！SQUARE

テレワークを活用した本県への新たな人の流れを創出・拡大するため、都市部の企業等に勤務されている方が、山口に移住・滞在しながら、都会と同じように働けるよう、令和3年7月に全国で初めて県庁1階に開設した地方創生テレワークのモデルオフィスのこと。

＊27 やまぐちワークーション総合案内施設

YY！GATEWAY

ワークーションの県内推進拠点として、山口宇部空港内に開設したワークーション総合案内施設のこと。コンシェルジュによるワークーションの情報案内やプランコーディネートなどのほか、空港到着後・出発前のテレワークが可能。

＊28 山口型ワークーション

山口県が推進するワークーションで、観光だけではなく、業務の生産性の向上やイノベーションの創出につながる、企業目線に立ったプログラムを提供するワークーションのこと。

＊29 ASEAN

東南アジア諸国連合

(Association of Southeast Asian Nations)。

東南アジア10か国による地域共同体。

＊30 観光プロモーター

現地の旅行動向の情報収集とともに、現地旅行会社等への売り込みなどの誘客促進活動を行う者のこと。

＊31 せとうちDMO

瀬戸内エリアの観光活性化を通じて地方創生を実現するために瀬戸内海を共有する山口県を含む7県を中心に、民間企業も参加する広域連携DMOのこと。

＊32 クルーズやまぐち協議会

山口県へのクルーズ船誘致促進のため、市町、関係団体及び県が連携してネットワークを形成し、関係機関等が一体となった取組を進める協議会のこと。

新たな観光県やまぐち創造プラン

令和5年（2023年）3月
山口県観光スポーツ文化部観光政策課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電話 083-933-3207
FAX 083-933-3179
E-mail a16200@pref.yamaguchi.lg.jp
